

新旧対照表

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
<p>(準耐火建築物とすることができる介護老人保健施設等の要件)</p> <p>第1条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第18号。以下「条例」という。)第5条第1項第1号イに規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設において、当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長)又は消防署長と協議の上、<u>条例第31条第1項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設において、<u>条例第31条第1項</u>に規定する訓練を、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準耐火建築物とすることができるユニット型介護老人保健施設等の要件)</p> <p>第6条 第1条第1項の規定は、条例第44条第4項第1号イに規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第1条第1項第1号及び第2号中「<u>第31条第1項</u>」とあるのは、「第53条において準用する<u>条例第31条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(準耐火建築物とすることができる介護老人保健施設等の要件)</p> <p>第1条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第18号。以下「条例」という。)第5条第1項第1号イに規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設において、当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長)又は消防署長と協議の上、<u>条例第31条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設において、<u>条例第31条</u>に規定する訓練を、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準耐火建築物とすることができるユニット型介護老人保健施設等の要件)</p> <p>第6条 第1条第1項の規定は、条例第44条第4項第1号イに規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第1条第1項第1号及び第2号中「<u>第31条</u>」とあるのは、「第53条において準用する<u>条例第31条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>